

○火災が発生した場合、多数の人命に危険を生ずるおそれがあると認める防火対象物の指定

(平成 21 年 3 月 17 日消防告示第 1 号)

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 47 条の規定に基づき、火災が発生した場合、多数の人命に危険を生ずるおそれがあると認める防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 消防法施行令（昭和 36 年 3 月政令第 37 号。以下「令」とする。）別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物
- 2 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(2)項ニに掲げる防火対象物を除く。）の部分で、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。